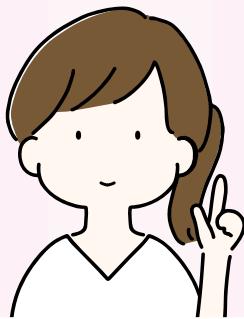


千葉県動物愛護推進員と
猫の困ったにや～を考える



(ふつつ)

22にゃんとも
相談室

2026.2 vol.22



猫を飼うなら

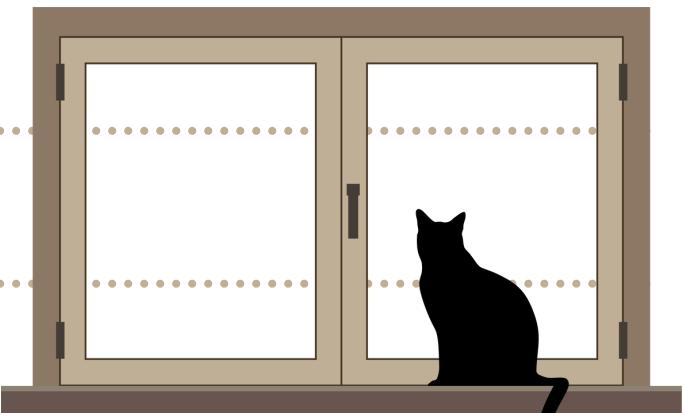
4S で飼いましょう！

S1 飼養頭数のコントロール

S2 終生飼養

S3 所有者明示

S4 室内飼養



大切な猫ちゃんがお外に出てしまうと、交通事故にあってしまったり、縄張り意識の強い猫同士のけんかに巻き込まれて大けがをしてしまうかもしれません。

また、ご近所の庭に行ってうんちやおしっこをしたり、車や家を爪で傷つけてしまうと、近所トラブルの原因になることもあります。

千葉県では、条例で猫の室内飼育が努力義務と定められています。飼い主の皆さんには改めて猫を飼うマナーについて考えてみましょう。